

○都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など）及び土地区画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の決算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

なお、令和3年度歳入額については、都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として交付された都市計画税減収補填特別交付金の額を含みます。

【年 度】

令和3年度 決算

【歳 入】

都市計画税（都市計画税減収補填特別交付金む） 2,936,246 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費 5,820,893 千円

(単位：千円)

区 分	全体事業費	都市計画税 充当額
街 路	2,844,056	629,106
公 園	746,657	156,959
下 水 道	979,791	979,791
そ の 他	1,192,887	1,112,888
市街地開発事業	0	0
都市計画事業 計	5,763,391	2,878,744
土地区画整理事業	0	0
地方債償還額	57,502	57,502
合 計	5,820,893	2,936,246